

高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る受託事業者募集要項（案）

修正箇所

項目	修正前	修正後
3 応募資格・条件 (1)	・・・、 <u>または児童福祉法</u> ・・・	・・・、 <u>又は児童福祉法</u> ・・・
(4)	・・・高石市の <u>幼児教育及び保育行政</u>	・・・高石市の <u>幼児教育及び保育</u> をよく理解し
(5)	・・・、 <u>幼児教育及び児童福祉事業</u> に熱意のある者であって、 <u>幼児教育事業及び児童福祉事業</u> の理論と・・・	・・・、 <u>幼児教育及び児童福祉</u> に熱意のある者であって、 <u>幼児教育及び児童福祉</u> の理論と・・・
4 用地及び施設 (1) ②	約 <u>2,000 m²</u> とする。	約 <u>2,800 m²</u> とする。
(2) ③	<u>幼稚園設置基準（昭和 31 年 2 月 13 日 文部省令第 32 号）、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年 12 月 29 日 厚生省令第 63 号）、認定こども園の認定の基準を定める条例（平成 18 年 大阪府条例第 88 号）及び大阪府認定こども園の認定に関する基準を</u> ・・・	<u>幼稚園設置基準（昭和 31 年 文部省令第 32 号）、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年 厚生省令第 63 号）、大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例（平成 18 年 大阪府条例第 88 号）及び大阪府認定こども園の認定に関する審査基準を</u> ・・・
(3) ⑤	・・・市立取石幼稚園や取石中学校に対し、・・・	・・・市立取石幼稚園、 <u>取石保育所</u> や取石中学校に対し、・・・
6 申請書 (1)	<u>イ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類および財産目録</u>	削除
(1) エ	(法人税および消費税)	(法人税及び消費税)
オ	(法人事業税および地方消費税)	(法人事業税及び地方消費税)

キ	・・経営計画書および収支計算書	・・経営計画書及び収支計算書
ク	直近3年間の経営報告書	直近3年間の決算書一式

認定こども園運営の条件

修正箇所

項目	修正前	修正後
1 認定こども園の運営 (1)	・・・、 <u>平成 21 年 1 月 14 日 文部科学省告示第 26 号に定める幼稚園教育要領及び平成 11 年 10 月 29 日 児発第 799 号 厚生労働省家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針（以下「保育指針」という。）</u> ・・・	・・・、 <u>幼稚園教育要領（平成 20 年 文部科学省告示第 26 号）及び保育所保育指針（平成 20 年 厚生労働省告示第 141 号。以下「保育指針」という。）</u> ・・・
(5)	・・・、 <u>3 歳以上については、「高石市教育基本方針」（平成 21 年度策定）</u> に沿った教育を行うこと。	・・・、「 <u>高石市教育基本方針</u> 」に沿った教育を行うこと。
2 新設認定こども園の概要	<u>新設認定こども園の概要</u>	<u>認定こども園の概要</u>
(1) ①	幼稚園教育要領の <u>目標が達成されるような教育の提供を行う。</u>	幼稚園教育要領の <u>目標を達成する教育の提供を行う。</u>
②	<u>市が想定する年齢別定員</u>	年齢別定員
(2) ①	保育指針の <u>目標が達成されるような保育の提供を行う。</u>	保育指針の <u>目標を達成する保育の提供を行う。</u>
②	<u>市が想定する年齢別定員</u>	年齢別定員
(3)	<u>3～5 歳児の共通利用時間においては、35 人以下の子どもで構成される学級を編成し、</u>	<u>3～5 歳児の共通利用時間においては、3 歳児については 25 人以下、4・5 歳児については 35 人以下の子どもで構成される学級を編成し、</u>

3 事業の内容 (1)	・・・、 <u>共通時間（4時間）</u> については、・・・	・・・、 <u>共通利用時間（4時間程度）</u> については、・・・
項目	修正前	修正後
②	・・・、 <u>保育所児（長時間児）に区別なくクラス編成</u> する。	・・・、 <u>保育所児（長時間児）の区別なくクラス編成</u> する。
(2) ①	<u>事業の実施</u> 専用の部屋で行うものとする。	<u>事業の実施は、原則として専用の部屋で行うもの</u> とする。
(3)	・・・、 <u>食育の推進を実施</u>	・・・、 <u>食育の推進を実施すること。</u>
①	・・・実施し、 <u>幼児（3歳以上児）に対して、主食（ごはん・パン）を提供すること。</u> ・・・ ※ <u>保育園児は</u> ・・・	・・・実施すること。・・・ ※ <u>保育所児は</u> ・・・
(4)	<u>障がい児の受け入れ、・・・総合保育を実施する。</u> <u>職員配置…障害児童の児童数に応じて、保育士を加配配置すること。</u>	<u>障がい児を受け入れ、・・・総合保育を実施すること。</u> <u>職員配置…障がい児童の児童数に応じて、加配すること。</u>
(5)	・・・、 <u>3歳も加えた幼児教育を行う。</u>	・・・、 <u>3歳児も加えた幼児教育を行う。</u>
②	<u>3歳における・・・幼児教育の実施。</u>	<u>3歳児における・・・幼児教育を実施すること。</u>
(6) ②	・・・、 <u>必要な職員（幼稚園教諭または保育士）を2名以上配置すること。</u>	・・・、 <u>必要な職員（幼稚園教諭又は保育士）を配置すること。</u>
(7)	・・・ <u>延長保育の実施。</u>	・・・ <u>延長保育を実施すること。</u>
③	・・・、 <u>また、19時以降に降所する児童に対しては、特別な配慮を行うこと。</u>	削除

④	延長保育料… <u>法人が徴収し、事業経費に充当すること。</u>	延長保育料… <u>延長保育に係る費用を保護者から徴収することができる。</u>
(8) ①	・・ <u>保育時間の延長を必要と認める児童</u>	・・ <u>一時保育を必要と認める児童</u>
項目	修正前	修正後
②	・・、 <u>必要な保育士を2名以上配置すること。なお、内1名は常勤保育士とすること。</u>	・・、 <u>必要な保育士を配置すること。</u>
③	一時保育料… <u>法人が徴収し、事業経費に充当すること。</u>	一時保育料… <u>一時保育に係る費用を保護者から徴収することができる。</u>
4 その他運営の内容 (13)	・・、 <u>既設の保育所は廃止しないこと。</u>	・・、 <u>既設の幼稚園・保育所は廃止しないこと。</u>
(15)	・・ <u>年齢構成については、バランスも大事であるので、経験年数を</u> ・・	・・ <u>年齢構成については、経験年数を</u> ・・
(23)	・・ <u>については、障害児加配をすること。</u>	・・ <u>については、障がい児加配をすること。</u>
5 保育料等 (1)	・・、 <u>高石市保育所徴収金額の保育料に準拠して定めること。</u>	・・、 <u>高石市保育所徴収金額に準拠して定めること。</u>
(3)	・・、 <u>家計に与える影響を考慮することとし、高石市・高石市教育委員会と協議する。</u>	・・、 <u>家計に与える影響を考慮し、高石市・高石市教育委員会と協議すること。</u>
(4)	・・、 <u>旧市立取石幼稚園区園児については、高石市教育委員会と協議する。</u>	・・、 <u>市立取石幼稚園区園児については、高石市教育委員会と協議すること。</u>

高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る受託事業者募集要項（案）

修正箇所（追加）

項目	修正前	修正後
7 申込用紙の配布	申込用紙の配布	応募申請書の配布
	・・・、 <u>応募用紙</u> が・・・	・・・、 <u>様式</u> が・・・
8 受付期間及び場所 (3)	・・・ <u>認定こども園運営申込書</u> 等に・・・	・・・ <u>認定こども園設置・運営法人応募申請書</u> 等に・・・
1 1 法人の選考	法人の選考	法人の選考及び結果の通知
(1)	・・・ <u>ヒアリング（提案説明・審査会）</u> により・・・	・・・ <u>ヒアリング</u> を行い・・・
(4)		<u>(4) 選考結果については、2月上旬に郵送で通知</u> します。
1 2 応募者によるヒアリング（提案説明・審査会）の日程	<u>応募者によるヒアリング（提案説明・審査会）の日程</u>	<u>応募者に対するヒアリングの日程</u>

認定こども園運営の条件（案）

修正箇所（追加）

項目	修正前	修正後
3 事業の内容		産休明け保育を実施するとともに、開所時間は午前7時から午後7時までとすること。